

各位

福島県商工信用組合

元職員による不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が2件発生いたしました。信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいております組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係するすべての皆さまに、多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

現在、一部のお客さまについて事実関係の調査を継続しておりますが、現時点で判明した内容について、下記のとおりお知らせいたします。

当組合では、日頃よりコンプライアンスを経営の最重要課題とした経営体制の構築に取り組んでおりましたが、今回の事案を厳粛に受け止めコンプライアンス態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員一丸となって信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

記

【不祥事件 - 1】

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事故者 | 当組合元職員（男性、41歳） |
| (2) 事件の内容 | ①. 普通預金からの着服や、定期預金、定期積金の解約金を着服するなどしていました。
②. 着服金を流用し、顧客の融資金の返済、立て替え、浮き貸しなどを行っていました。

*「浮き貸し」は、金融機関の職員がその地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務保証をすることをいいます。金融機関の信用を損なう行為であり、出資法により禁止されています。 |
| (3) 発覚日 | 令和元年10月19日（土） |

- (4) 発覚の経緯 お客さまから問い合わせがあり、内部調査の結果、判明いたしました。
- (5) 資金使途 遊興費などのほか、着服金の穴埋めに流用していました。
- (6) 発生期間 平成13年6月16日～令和元年10月11日
- (7) 発生店舗 本宮支店、二本松支店
- (8) 事故金額 45,503,339円
(累計事故金額144,767,057円)
実損見込額45,503,339円
*その他、当組合が把握している事故金額14,434,370円
(累計事故金額20,211,370円)については現在継続調査中です(2顧客15件)。調査の結果、累計事故金額、実損見込額が増加することがあります。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

事件の概要をご説明したうえで、深くお詫び申し上げます。

着服金の返済につきましては、お客さまの了承を得たうえで、当組合が2顧客を除き全額弁済いたしました。

立て替え金につきましては、お客さまの了承を得たうえで、当組合が精算を行っております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁へ報告、届出を行いました。また、警察に通報いたしました。

4. 関係者の処分

(1) 事故者は、令和2年1月30日付で懲戒解職としました。

(2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、役員報酬一部を自主返納いたしました。また、関係職員は内部規定に基づき懲戒処分を行いました。

5. 改善に向けた施策等について

当組合は、平成28年1月、元職員による預金着服の不祥事件が発生し、不正行為の洗い出しを行いました。今回の不正行為を見過ごす結果となりました。

これを重く受け止め、第三者の弁護士を委員長とする「検証委員会」（弁護士2名、税理士1名）を11月21日に設置し、同委員会に、不正を見過ごした原因の検証と、再発防止策の検討を諮問いたしました。

今後、同委員会の調査報告を踏まえ、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の強化を図り、相互牽制機能の見直しや、実効性のある監査等を実施してまいります。

また、調査結果を踏まえ、改善施策を検討して実行してまいります。

【不祥事件 - 2】

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事故者 | 当組合元職員（男性、25歳） |
| (2) 事件の内容 | 定期積金の解約金の一部を着服しておりました。 |
| (3) 発覚日 | 令和元年12月2日（月） |
| (4) 発覚の経緯 | 事故者が自ら不正行為を申し出たので、内部調査を行い、判明いたしました。 |
| (5) 資金使途 | 遊興費に流用していました。 |
| (6) 発生期間 | 平成29年7月28日～平成31年4月19日 |
| (7) 発生店舗 | 桜通支店、南福島支店 |
| (8) 事故金額 | 2,100,000円
(累計事故金額2,100,000円)
実損額0円（事故者親族が全額弁済しております） |

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

事件の概要をご説明したうえで、深くお詫び申し上げます。

着服金の返済につきましては、お客さまの了承を得たうえで全額弁済いたしました。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁へ報告、届出を行いました。また、警察に通報いたしました。

4. 関係者の処分

- (1) 事故者は、令和2年1月30日付で懲戒解職としました。
- (2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、役員報酬一部を自主返納いたしました。また、関係職員は内部規定に基づき懲戒処分を行いました。

5. 改善に向けた施策等について

当組合は、平成 28 年 1 月に元職員による預金着服の不祥事件が発生し、再発防止に取り組んでまいりましたが、今回の不祥事件を発生させました。

これを重く受け止め、「検証委員会」（弁護士 2 名、税理士 1 名）の調査報告を踏まえ、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の強化を図り、相互牽制機能の見直しや、実効性のある監査等を実施してまいります。

また、委員会の調査結果を踏まえ、改善施策を検討して実行してまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

福島県商工信用組合よろず相談室 電話番号 024 - 922 - 7711

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

（土・日曜日、祝・休日は除きます）